

「旭川市消費生活会議」 の委員を募集します。

応募期間 10月31日～12月1日

市民の皆様から幅広いご意見・ご提言をいただくため
会議委員を公募します。

■ 旭川市消費生活会議とは？

役 割

市長の附属機関であり、消費者施策に市民の意見を反映させることを目的として設置しております。消費者問題に関心をお持ちの市民の方々に意見を述べていただき、消費者行政を一層推進するための議論を行います。

構 成

2名の公募委員のほか、市内大学、司法団体、事業者団体及び消費者団体からも参加いただいております。10名の委員で構成されています。

現在の任期（R6.3～）の主な取組

- 消費者行政の実績と予算について
- 消費生活相談の現状について など

旭川市消費生活会議の取組については、市のホームページでも紹介しています。詳しくはコチラ →



応募について 裏面をご覧ください。



たくさんのご応募を
お待ちしております。



★ 応募要領 ★

任期

令和8年3月2日から令和10年3月1日まで(2年間)

会議の開催 ※年間1～2回を予定

- 時間 平日の夜間(午後6時頃から)から、1回の会議は1時間程度
- 場所 まちなか市民プラザ(フィール旭川7階)の会議室を予定

報酬

会議1回の出席ごとに日額7,700円(所得税等を源泉徴収します)を支払います。

応募について

応募資格

つぎの条件をすべて満たす方が対象です。

- 市内に居住、又は通勤や通学をしている方
- 満18歳以上(令和8年3月2日現在)の方
- 本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に、2つを超えて(2つまで可)在任していない方 【注: **選考方法** ※参照】
- 本市の市議会議員・市職員でない方

募集人員

2名(原則として、男女各1名) ※委員総数10名

募集期間

令和7年10月31日(金)～令和7年12月1日(月)＜必着＞
※来所による申込の場合は12月1日の午後5時15分まで

応募方法

応募用紙(市ホームページにも掲載しています)に必要な事項と応募動機を記載し、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で下記提出先まで提出してください。 ※提出書類は返却しません。

選考方法

応募が募集人数を超えた場合、後日、面接による選考を行った上で決定し、選考結果は応募者全員に郵送でお知らせします。
※ 選考においては、本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に在任されていない方を優先して選任します。

【お問合せ・応募用紙提出先】

〒070-0031 旭川市1条通8丁目フィール旭川7階
旭川市市民生活部市民生活課旭川市消費生活センター
電話:(0166)25-9747
FAX:(0166)26-2545
E-Mail:syo510@city.asahikawa.lg.jp

